

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第38条第1項及び第50条第1項の規定に基づき特定教育・保育及び特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに法第11条に規定する施設型給付費及び地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）の適正化を図るため市が実施する監査（以下「監査」という。）について、必要な事項を定める。

(監査の方針)

第2条 監査は、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）について、法第39条、第40条、第51条及び第52条に定める行政上の措置に相当する違反（以下「違反」という。）の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しく不当な行為（以下「不正請求等」という。）が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講じるため実施する。

(監査対象の選定)

第3条 監査は、次に掲げる情報に基づき、市長が特に必要があると認める場合に実施する。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な違反又は不正請求等があり、若しくはその疑いがある場合に限る。）
- (2) 施設型給付費等の請求データ等から不正請求等が疑われる特定教育・保育施設等の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）に係る情報
- (3) 特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身又は財産への重大な被害が生じ、又は生じるおそれに関する情報
- (4) 意図的な隠蔽等の悪質な不正が疑われる情報

(監査の方法等)

第4条 市長は、監査の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、監査を行う理由、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき

書類等を文書により設置者等に通知する。ただし、前条第3号の情報に基づき監査を実施する場合又は綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導実施要綱（令和3年3月26日施行）第8条の規定により実地指導を中止し、監査への変更を行った場合は、この限りでない。

- 2 監査は、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、関係者の出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うことにより実施する。

（監査結果の通知等）

第5条 市長は、監査の結果、改善を要すると認められる事項（法第39条第1項の規定により勧告するものを除く。）及び施設型給付費等の返還を要すると認められる事項（以下「指摘事項」という。）があるときは、特定教育・保育施設等確認監査結果及び指摘事項（第1号様式）により、指摘事項が無いときは、特定教育・保育施設等確認監査結果通知（第2号様式）により特定教育・保育施設等に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により指摘事項を通知したときは、設置者に対し、期限を定めて特定教育・保育施設等確認監査に係る改善報告書（第3号様式。以下「改善報告書」という。）の提出を求めるものとする。

（勧告）

第6条 市長は、法第39条第1項及び第51条第1項による勧告は、勧告書（第4号様式）により行う。

- 2 前項の勧告を受けた設置者等は、市長が別に定める期日までに改善報告書を提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の勧告を受けた設置者等が、その勧告に従わなかったときは、法第39条第3項及び第51条第2項の規定により、その旨を公表することができる

（命令）

第7条 法第39条第4項及び第51条第3項による命令は、命令書（第5号様式）により行う。

- 2 前項の命令を受けた設置者等は、市長が別に定める期日までに改善報告書を提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の命令を行ったときは、法第39条第5項の規定によりその旨を

公示しなければならない。

（確認の取消し等）

第8条 市長は、この要綱の規定による監査により特定教育・保育施設等が法第40条第1項各号又は第52条第1項各号のいずれかに該当する事実を確認した場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

2 市長は、前項の規定による確認の取消し等を行ったときは、法第41条及び第53条の規定により、遅滞なく、確認の取消し等を行った設置者等の名称等を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

（聴聞等）

第9条 市長は、監査の結果、設置者等に対して、第7条第1項の規定による命令又は前条第1項の規定による確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとするときは、当該設置者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づく聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（不正利得の徴収）

第10条 市長は、取消処分等を行った場合において、当該取消処分等の基礎となつた事実が法第12条第2項に規定する偽りその他不正の行為により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、特定教育・保育施設等に対し、その支払った施設型給付費等の全部又は一部について徴収するものとする。

2 市長は、取消処分等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

（重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点）

第11条 市長は、特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策に対する当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認するものとする。

2 市長は、特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施

された場合における検証の結果については、今後の指導等に反映させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導等に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

綾瀬市長

印

特定教育・保育施設等確認監査結果及び指摘事項

子ども・子育て支援法第38条第1項（第50条第1項）に基づき実施した特定教育・保育施設等確認監査の結果、次のとおり改善を要する事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

1 実施年月日

2 対象施設等

3 指摘事項

改善を要する事項	根拠法令

4 施設型給付費等の返還

有（別紙1及び別紙2のとおり施設型給付費等を返還していただく必要がありますので、速やかに対応してください。）

無

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求することができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、綾瀬市を被告として（訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

別紙 1

返還金報告書

対象施設等	
返還対象月	年 月から 年 月まで

区分	項目(加算時)	返還金額
基本部分	基本分単価	円
基本加算部分		円
		円
加減調整部分		円
		円
乗除調整部分		円
		円
特定加算部分		円
		円
合計		円

別紙2

返還金内訳書

対象施設等	
-------	--

項目 (加算等)	年月分	返還額		
		(誤)請求額	(正)請求額	(差額)返 還額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合計		円	円	円

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

綾瀬市長 印

特定教育・保育施設等確認監査結果通知

子ども・子育て支援法第38条第1項（第50条第1項）に基づき実施した特定教育・保育施設等確認監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

- 1 実施年月日
- 2 対象施設等

第3号様式（第5条関係）

年　月　日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地

法 人 名

代表者 職・氏名

特定教育・保育施設等確認監査に係る改善報告書

年　月　日付け第　号で通知のありました特定教育・保育施設等確認監査に係る指摘事項について、次のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 対象施設等

2 改善した内容

指摘事項	改善状況

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

綾瀬市長

印

勧告書

子ども・子育て支援法第38条1項（第50条第1項）に基づき実施した特定教育・保育施設等確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので、同法第39条第1項（第51条第1項）に基づき、必要な措置を講ずるよう勧告します。

なお、この勧告に係る改善期限までに勧告に従わなかったときは、同法第39条及び第40条（第51条及び第52条）の規定により、公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1 確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

3 改善期限

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求することができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、綾瀬市を被告として（訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。）当該訴え提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

綾瀬市長

印

命令書

子ども・子育て支援法第39条1項（第51条第1項）に基づき 年 月
日付第 号で必要な措置を講ずるよう勧告したが、この勧告に従わなかつたので、同法第39条第4項及び第51条第3項に基づき、当該命令に従うよう命じます。

なお、この命令に係る改善期限までに命令に従わなかつたときは、同法第40条（第52条）の規定により、確認の取消し及びその旨の公表を行う場合があります。

1 改善命令の内容について

改善を要する事項	根拠法令

2 改善期限

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求することができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、綾瀬市を被告として（訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。